

流山市農業委員会
令和3年第2回
総会議事録

令和3年2月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和3年第2回総会議事録

1 期 日 令和3年2月10日(水)

2 場 所 流山市中央公民館第2会議室

3 議 長 名 水代 啓司

4 署名委員 4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博

5 出席委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司

6 欠席委員(委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局次長補佐 真通 俊人

9 会議目次

(1) 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について	1
(2) 議案第10号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	4
(3) 議案第11号 農地所有適格法人報告書の提出について	6
(4) 報告第6号 合意解約の通知について	8
(5) 報告第7号 転用許可に伴う工事完了の報告について	8
(6) 報告第8号 専決処理の報告について	9

▲開会 午後3時1分

○水代会長 それでは、ただ今から令和3年第2回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

4番 鈴木委員、5番 金子孝博委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの3議案について、ご審議いただきたいと思っております。

また、報告事項といたしましては、報告第6号「合意解約の通知について」から報告第8号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○水代会長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第9号

農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。

令和3年2月10日 提出

今月の申請は更新が8件です

はじめに、議案の1番の権利者は、流山市西深井にお住いの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井にあります田2筆 合計面積は1,288平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページでございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の2番と3番の権利者は同一であるため一括してご説明いたします。権利者は、流山市深井新田にお住いの方で、職業は兼農です。

対象となる農地は、西深井にあります田6筆 合計面積3,712平方メートルです。利用権の設定期間は、更新により6年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページでございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の4番の権利者は流山市下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、上貝塚にあります田1筆 面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページでございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の5番と6番の権利者は同一ですので一括してご説明いたします。

権利者は、流山市上貝塚にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪の田3筆 合計面積3,093平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページと5ページでございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の7番の権利者は、流山市下花輪にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、下花輪にあります田1筆 面積1,031平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページでございますので、併せてご参照ください。

つぎに、議案の8番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、前ヶ崎の畑1筆 面積は929平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により10年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、6ページでございますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第9号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が8件です。

はじめに、1番ですが、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で年齢は48歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に、議案の2番と3番は権利者が同一ですので一括してご説明いたします。

本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は兼農で年齢は80歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に4番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は66歳です。農業従事者は2名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

つぎに、議案の5番と6番は権利者が同一ですので一括してご説明いたします。

本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は57歳です。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に7番ですが、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は93歳です。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日です。

申請地につきましては、写真のとおり稲刈済みの状態でした。

次に8番ですが、相手を変更して10年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は40歳です。農業従事者は1名で、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございました。

なお、本案の5番から6番までについては、山崎委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審

議いたします。

山崎委員の退席を求めます。

(午後3時12分 山崎委員退席)

○水代会長 これより、本案の5番から6番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号の5番から6番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号の5番から6番までについては、承認することに決定いたしました。山崎委員の除斥を解きます。

(午後3時13分 山崎委員入室)

○水代会長 次に、本案の1番から4番までと7番から8番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号の1番から4番までと7番から8番までについて、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号の1番から4番までと7番から8番までについては、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第10号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第10号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。

令和3年2月10日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市西深井にお住まいの方です。

申請がありました土地は、西深井の畑1筆 面積381平方メートルです。

変更後の地目につきましては、宅地です。

本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、7ページと8ページでございますので、ご参照ください。

つぎに、2番の申請者は、流山市駒木台にお住まいの方です。

申請がありました土地は、駒木台の畑1筆 面積803平方メートルです。

変更後の地目につきましては、山林です。

本件につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、令和2年度の利用状況調査で非農地(B判定)とされたことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

議案案内図につきましては、9ページでございますのでご参照ください。

説明は以上です。

ご審議、よろしくお願いたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第10号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご報告いたします。

今月の案件は、2件です。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の南西約800メートルに位置している土地です。

申請者が平成12年に相続により取得した土地で、昭和45年以前から、配置図のように、自宅の庭先の一部として使用しているとのことでした。

今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております平成10年11月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の一部の状況となっていることを確認いたしました。

次に2番ですが、申請地は東武線初石駅の東約1.2キロメートルに位置している土地であります。

申請者が平成31年に相続により取得した土地で、令和2年度利用状況調査において、山林化しており農地に復元できない土地としてB判定された農地です。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものです。

現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり山林の状況となっていることを確認

いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、1番の土地については、今から20年以上宅地として利用されていることが確認でき、2番の土地については山林化しており農地に復元できない土地であることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 はい、ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第11号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和3年2月10日提出

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況等について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

そして、農地法施行規則第58条第1項では、報告は、毎事業年度の終了後3か月以内に農地の所在地を管轄する農業委員会に報告書を提出しなければならないと規定されていることから、報告書の提出があったものです。

農地所有適格法人報告書の提出を受けた農業委員会では、農地法第2条第3項に規定される法人形態、事業要件、構成員、議決権、役員要件の各要件についての適合状況について点検を行い、要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができることと規定されております。

今回、報告がありました法人は、柏市にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和元年10月1日から令和2年10月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧いただきたいと思います。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。

確認書の表に、令和2年12月27日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦にご覧ください。

経営面積については、0.74ヘクタールです。

法人形態については、非公開の株式会社となっております。

事業の種類については、農産物の生産・販売です。

売上高については、全体の売上高に対し、売上高の半分以上は農業に関する売り上げで占めておりましたので、売上高の要件についても、適合しておりました。

また、次の構成員については、農地等の提供者が法人の構成員です。

また、業務執行役員につきましては、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は4名であり、年間152日から241日間従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

最後になりましたが、当該法人の農地の位置図は、10ページと11ページになります。

ご説明につきましては、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」ご報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第6号「合意解約の通知について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをご覧ください。

報告第6号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

令和3年2月10日報告

1番の合意解約が行われました農地は、平方にあります田2筆 合計面積は1,915平方メートルで、合意解約通知書の受付日は令和3年1月20日であります。

議案案内図につきましては、12ページにありますのでご参照ください。

今月の合意解約の報告は以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第7号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

報告第7号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和3年2月10日 報告

1番は、令和元年8月の総会で審議がなされ、令和元年8月30日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の13ページと14ページにございます。

本件につきましては、1月15日に小菅委員と鈴木委員にご確認をいただきました。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第8号「専決処理の報告について」報告を求めます。
染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第8号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月10日報告

はじめに、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、5件 10筆 面積3,005平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、18件 149筆 合計面積91,963.01平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が2件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計5件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が14件、マンションの区分所有が4件の計18件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 ないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時32分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和3年2月10日

流山市農業委員会会長 水代啓司

流山市農業委員会委員 鈴木亨

流山市農業委員会委員 金子孝博